令和 7 (2025)年 10 月 21 日

千葉響 山下音楽監督「オーケストラ連盟の正会員を目指す」第 3 期へ

今年創立 40 周年を迎えた千葉交響楽団（千葉市）では、創立 31 周年（2016 年 4 月）から音楽監督を務める山下一史（かずふみ）氏が契約を更新し、2026 年 4 月からの 5 年間、引き続きオーケストラ全体を統括する音楽監督（第 3 期）を務めることとなりました。

山下氏は、千葉響を「日本オーケストラ連盟の正会員」に昇格させて、これまでの 10 年間「県民が誇れる『おらがまちのオーケストラ』」をスローガンに活動してきた楽団を、「地元に尽くし、地元に支えられる、第一級の常設プロ・オーケストラ」に仕上げていきたいとの決意で、音楽監督第 3 期に臨みます。

現在、東京藝術大学指揮科教授のほか大阪交響楽団の常任指揮者、愛知室内オーケストラの音楽監督も務める山下さんは、「巨匠カラヤンの最後の弟子」としても知られる世界的に有名な指揮者のひとりで、オーケストラ音楽の普及と若い世代の育成を通じて千葉県の音楽文化のさらなる発展と高度化を進めていくため、契約更新を決めるに至りました。

千葉響は、プロのオーケストラ 40 団体が加盟する「公益社団法人日本オーケストラ連盟」の準会員（2010 年から）ですが、正会員（現在 27 団体）に昇格することが「一流楽団への第一歩」ともされていることから、昇格の条件を早期に整えて、「県内さまざまな地域で、多くの方々に、最高水準の演奏を直（じか）に、お聴かせしていきたい」との意気込みです。プログラミングにも趣向を凝らし、一人でも多くの地元の方に聴いていただき、生演奏の迫力と熱気、オーケストラ音楽の魅力を味わっていただきたいと考えております。

日本オーケストラ連盟の正会員への昇格には、演奏回数等の活動実績、楽団の規模・陣容、楽団のガバナンスなど、さまざまな条件をクリアする必要があります。第 3 期 5 年間の早い時期に体制と実績を整え、一流といわれるプロ交響楽団への仲間入りをして、県内各地で地元の皆さまに最高の演奏をお届けしていきたいと思います。

以　上

お問合せ： 公益財団法人 千葉交響楽団（担当：永沼）043-222-4231
〒260-0014 千葉市中央区本千葉町 10-23

（ご参考）

山下 一史（やました かずふみ）

1977 年桐朋学園高校音楽科に入学、チェロを井上頼豊氏に、指揮を尾高忠明、小澤征爾、秋山和慶、森正の各氏に師事。1984 年桐朋学園大学を卒業後、ベルリン芸術大学に留学。1986 年ニコライ・マルコ国際指揮者コンクールで優勝。1985 年から 1989 年までカラヤンのアシスタントを務め、急病のカラヤンの代役として急遽ジーンズ姿のまま「第九」を指揮し、話題となった。その後、スウェーデンのヘルシンボリ交響楽団首席客演指揮者を務めた。日本国内では 1988 年に NHK 交響楽団で指揮デビュー、オーケストラ・アンサンブル金沢プリンシパル・ゲスト・コンダクター、九州交響楽団常任指揮者、大阪音大ザ・カレッジ・オペラハウス管弦楽団常任指揮者、仙台フィル正指揮者を歴任。東京藝術大学音楽学部指揮科教授として後進の育成にも尽力している。現在、千葉交響楽団音楽監督、愛知室内オーケストラ音楽監督、大阪交響楽団常任指揮者。

千葉交響楽団について

1980 年 1 月	ウィーン国立アカデミー出身の 伴 有雄（ばん ありお）が、千葉県習志野市を拠点とする「ニューフィルハーモニーオーケストラ」を結成。（当楽団の前身） 千葉県内・東京都内にて、定期演奏会ほか自主公演やスクールコンサートを多数開催。
1985 年 4 月	ニューフィルハーモニーオーケストラを母体として、千葉県・県内 9 市・県内経済界の出資により「財団法人ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉」 設立。 初代の音楽監督兼常任指揮者に伴有雄が就任。（同年 7 月に 52 歳で急逝）
1996 年	第 1 回 NHK 地域放送文化賞 受賞
2009 年 10 月	大井剛史 が常任指揮者に就任
2010 年 4 月	日本オーケストラ連盟に準会員として加盟
2012 年 10 月	公益財団法人に移行
2016 年 4 月	山下一史 が 初代の伴有雄 以来、初となる音楽監督に就任
2016 年 10 月	公益財団法人千葉交響楽団に名称変更
2020 年 1 月	「千葉交響楽団を応援する会」 発足
2021 年 4 月	山下一史 の音楽監督契約を更新（第 2 期、5 年間。2026 年 3 月まで）
2025 年 4 月	創立 40 周年、山下音楽監督就任 10 年
2026 年 4 月	山下一史 の音楽監督契約を更新予定（第 3 期、5 年間。2031 年 3 月まで）

公益社団法人日本オーケストラ連盟　会員の入会に関する条件【正会員】（抜粋・要約）

- 法人格を有する非営利団体に所属するプロフェッショナル・オーケストラであること。
- 定期会員制を採用し、年間 5 回以上の定期演奏会を含むオーケストラ編成による自主公演を年間 10 回以上行い、オーケストラ編成による演奏活動を年間 50 回以上行っていること。
- オーケストラを構成する演奏家（一部の特別契約者を除く）が、他のオーケストラに所属せず、基本給与等を支給されている正団員として在籍している、2 管編成以上のオーケストラであること。
- 団体を安定的・持続的に運営していくための組織体制が整備され、安定的な財務基盤を有し、適正に事業報告・財務報告等がなされ、法令遵守体制が存在し、演奏会実施のための実務体制が機能し、全体として効果的なガバナンスが働いていること。
- プロのオーケストラとしての高い資質を有し、社会・地域への貢献に関する明確な意識を持っていること。